

受理官庁 LS	登録長官庁 (レント)	附属書 C LS
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	レント	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁又は欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁又は欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：レント・(マ) ロティ (LSL)	
送付手数料	LSL ... <sup>1</sup>	
国際出願手数料 <sup>2</sup>	1,330 スイス・フランに相当する LSL の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>2</sup>	15 スイス・フランに相当する LSL の額	
調査手数料	出願人が選択した国際調査機関に支払われるべき調査手数料に相当する LSL の額 附属書D (AT) 又は (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	LSL ... <sup>1</sup>	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がレントに居住している場合 要, 出願人がレントの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	レントにおいて業として手続を行い, かつ居住している法律実務家	

1 レント・マロティ建の手数料額はまだわからない。近い将来定められる。最新の手数料の額については、受理官庁又は代理人へ問い合わせること。

2 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される(附属書C (IB) 参照)。